

環境影響評価書案審査意見書

「町田市資源循環型施設整備事業」に係る環境影響評価書案（以下「評価書案」という。）について審査した結果、東京都環境影響評価条例（昭和55年東京都条例第96号）第57条第1項に規定する意見は、下記のとおりである。

東京都知事
小池 百合子

記

第1 対象事業

- 1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
名 称：町田市
代表者：町田市長 石坂 丈一
所在地：東京都町田市森野二丁目2番22号
- 2 対象事業の名称及び種類
名 称：町田市資源循環型施設整備事業
種 類：廃棄物処理施設の設置
- 3 対象事業の所在地
東京都町田市下小山田町3160番地

第2 意 見

本事業の評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められる。

なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、次に指摘する事項について留意するとともに、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるべきである。

【悪臭】

本事業では既存施設の建替えに加えて、新たにバイオガス化施設を設置することから、臭気成分の焼却、脱臭装置による脱臭、メタン発酵槽等の密閉化など、環境保全のための措置を徹底すること。

また、事後調査において、悪臭防止対策の効果を確認し、必要に応じて追加の対策を検討すること。

【騒音・振動】

工事用車両及び清掃車両の走行に伴う道路交通騒音レベルについて、一部の地点で予測結果が環境基準を超えていることから、環境保全のための措置を徹底するとともに、より一層の環境保全のための措置についても検討すること。

【水循環】

環境保全のための措置として、雨水浸透貯留槽及び浸透トレンチを新設としているが、各施設における浸透能力、構造等が不明確であることから、図や表などを用い具体的に記述すること。

【生物・生態系】

残留緑地に隣接する既存工場棟の跡地に、まとまりのある緑地を配置し、計画地及びその周辺の緑地とのエコロジカル・ネットワークを創出としているが、事業の実施により既存緑地が減少し、動植物の生息・生育環境への影響が懸念されることから、環境保全のための措置を確実に行之、生物・生態系に与える影響の低減に努めること。